

## 2月は「燃やせるごみ分別強化月間」

### 資源の分別にご協力を!

日頃からごみの減量にご協力をいただいておりますが、さらにごみの減量を進めるため、2月を「燃やせるごみ分別強化月間」とします。

資源化できるものは、燃やせるごみに入れるのではなく、資源として分別してください。

皆さんのご協力をお願いします。

#### 分別のポイント

①各部屋には、紙類を入れる「雑紙」、菓子の袋などを入れる「容器包装プラスチック」、ティッシュなどを入れる「燃やせるごみ」の3種類のごみ箱を置き、分別してください。



▲3種類のごみ箱

②生ごみの約8割は水分です。しっかりと水切りを行ってください。

③ダイレクトメールなどは、「雑紙」として出してください。プライバシーの気になる部分は、その部分のみ切り取り「燃やせるごみ」で出すか、

細かく切って「雑紙」へ出しててください。

④汚れの簡単に落ちる容器包装プラスチックは、拭き取る、洗うなどして「容器包装プラスチック」へ出してください。

⑤買い物は必要な分だけ買うようにしてください。

問合せ 生活環境課生活環境係

### リサちゃんといくちゃんのこれもやってね! 〈残り水やボロ布で汚れを落とそう!の巻〉



リサちゃん

いくちゃん

食器を洗った残り水で、容器も洗っちゃおう!

※容器包装プラスチック

## 地球にやさしい食生活を始めましょう♪

### フード・マイレージってなんだろう?

フード・マイレージは、イギリスの消費者運動家が、食料の生産地から食卓までの距離に着目し、なるべく近くで採れたものを食べようと呼びかけた「フードマイルズ」に基づいています。

外国で生産された食料を日本へ運ぶ場合、生産地が遠ければ遠いほど、輸送距離が長くなります。つまり、船や飛行機、鉄道、トラックなどによって排出される二酸化炭素が多くなり、地球環境に負担をかけることになるという考え方です。

フード・マイレージの値が高いほど、一般に地球環境への負担が大きいことになります。

#### フード・マイレージ計算方法

「食料の輸送量(t) × 輸送距離(km)」

※輸送距離: 各国の首都と東京をつないだ距離

日本の全輸入食料のフード・マイレージは、約9002億トンキロメートルです。これは韓国、アメリカと比較して3〜8倍です(2001年データ)。

日本は他国に比べると格段にフード・マイレージが高く、遠い場所からたくさんの食べ物を運び、環境に負担を与えているということになります。

フード・マイレージを減らすこと、つまり、国内生産のものを食べることは、地球にやさしい食生活につながります。地域で生産された農産物をその地域で消費する「地産地消」を進めましょう。

そして、旬のものを食べる、食べ残しはしないなどを心掛け、身近な食生活から地球環境を守っていきましょう。

問合せ 環境保全課環境保全係

### 地産地消! 農産物直売所へ行こう!

市内の農家が作った新鮮な野菜などを販売している農産物直売所。旬の野菜がたくさんあります。

新鮮野菜を食卓に取り入れ、地球に優しい食生活を始めませんか。

#### 農産物直売所

##### 営業時間

午前9時30分～午後5時30分

電話 579-5467

# 意見をお寄せください！ 意見公募手続

## ■ 羽村市次世代育成支援行動計画

### 【後期行動計画】（案）

募集期間 2月8日(月)～3月9日(火)午後5時

(必着)

「羽村市次世代育成支援行動計画【後期行動計画】（案）」は、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年3月に策定した「羽村市次世代育成支援行動計画【前期行動計画】」の基本理念や事業目標などを基に、事業の進捗よく状況とその成果を整理・検討するとともに、今後求められる課題に対する取組みを体系化し、安心して子どもを産み育てることのできるまちづくりや、子どもたちが健やかに成長していけるまちづくりを進めるうえでの行動指針として策定するものです。

策定にあたり、関係機関の代表者や市民公募委員などで構成する「羽村市次世代育成支援行動計画審議会」を設置し、検討を重ねてきました。

このたび、審議会から答申を受け、「羽村市次世代育成支援行動計画【後期行動計画】（案）」をまとめました。

皆さんの意見をお寄せください。

提出先・問合せ 羽村市児童青少年課児童係

〒205-8601（住所記載不要）

FAX 042-554-2921

✉s304050@city.hamura.tokyo.jp

## 羽村市次世代育成支援行動計画

### 【後期行動計画】（案）の概要

#### 基本理念・基本方針

前期行動計画では、「子育てや 子どもの育ちをあたたく支えるまち はむら」を基本理念に、「①子育て家庭を支える②子どもの育ちを支える③地域の子育て・子育て環境を整える」を基本方針に掲げ、各種子育て支援施策を推進してきました。

後期行動計画（案）においても、一貫性の観点から前期行動計画と同じ基本理念・基本方針としています。

#### 基本目標

行動計画策定指針（国）で示された検討課題と策定の視点や平成20年度に実施したアンケート調査の結果を踏まえ、次の7項目を基本目標として設定しました。

- ① 地域における子育ての支援
- ② 母性及び乳幼児等の健康の確保と増進
- ③ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ④ 子育てを支援する生活環境の整備
- ⑤ 職業生活と家庭生活との両立の推進
- ⑥ 子ども等の安全の確保
- ⑦ 要保護児童等への対応などきめ細かな取組の推進

#### 施策の体系と展開

7つの基本目標を具現化するため、施策の方向性を定め、具体的な個別事業をまとめました。

## ■ 羽村市下水道総合計画（案）

募集期間 2月1日(月)～3月2日(火)午後5時

(必着)

私たちをとりまく環境はめまぐるしく変わり、新たな時代に突入しています。

下水道事業においても経済情勢の変化、少子高齢化による人口動向、震災や気象変動への対応をはじめ、新たに事業や経営に求められる課題が現れています。

「羽村市下水道総合計画」は、このような時代の変化に対応するため、羽村市の下水道事業の現状・課題・施策を検証し、今後の下水道事業・経営のあり方について、長期的な視点に立った方針や方向性を明確に示し、各事業の円滑実施を目的として策定するものです。

このたび、「羽村市下水道総合計画（案）」をまとめました。

皆さんの意見をお寄せください。

提出先・問合せ 羽村市下水道課業務係

〒205-8601（住所記載不要）

FAX 042-554-2921

✉s405000@city.hamura.tokyo.jp

## ■ 羽村市水道ビジョン（案）

**募集期間** 2月1日(月)～3月2日(火)午後5時

**（必着）**

「羽村市水道ビジョン」は、水道事業を取り巻く環境を分析し、将来にわたって安全で安定した給水と健全な事業運営を行っていくための指針として策定するものです。

策定にあたり、市職員で構成する水道ビジョン策定検討委員会を設置し、知識経験者や市内事業者、市民公募委員で構成する水道ビジョン策定推進懇談会からの提言を踏まえ、検討を重ねてきました。

このたび、検討委員会からの最終報告を受け、「羽村市水道ビジョン（案）」をまとめました。皆さんの意見をお寄せください。

**提出先・問合せ** 羽村市水道事務所水道課業務係

〒205-10003 羽村市緑ヶ丘2-18-5

FAX 042-5554-2573

✉ s511000@city.hamura.tokyo.jp

### 羽村市水道ビジョン（案）の概要

#### 基本理念

「世代を超えて続く、安全で安定した水道」

#### 基本目標

基本理念に基づき、次の4つの項目を基本目標として設定しました。

- I 安心 「安全で信頼される水道」
- II 安定 「災害・事故に強い水道」
- III 持続 「健全な経営で開かれた水道」
- IV 環境 「環境にやさしい水道」

#### 施策の方向性

水道施設および事業経営における課題の解決へ向け、基本目標ごとに施策の方向性を示しました。

#### 主要施策

施策の方向性を具現化するため、重点的に取り組んでいく主要な施策を掲げました。

### ● 内容の閲覧

案件の全文および意見提出に必要な事項は、次の日時からご覧いただけます。

- 羽村市次世代育成支援行動計画【後期行動計画】（案）  
2月8日(月)から
- 羽村市下水道総合計画（案）
- 羽村市水道ビジョン（案）  
2月1日(月)から

閲覧場所 提出先の窓口・市役所1階市政情報コーナー・図書館・市ホームページ

### ● 意見を出せる方・提出方法など

#### 意見を出せる方

- (1)市内在住・在勤・在学の方
- (2)市内に事業所などを有する方・法人・団体
- (3)その他施策などに利害関係を有する方

#### 提出方法

様式 自由

方法 案件名および必要事項を記入し、郵送・ファクス・Eメールまたは直接提出先へ

※電話での受付はできません。

#### 注意

- 住所・氏名などの必要事項が記入されていない場合は対象となりません。
  - 受け付けた意見は、個人情報を除き公表します。
  - 案件に対する賛否を問うものではありません。
  - 意見に対する個別の回答はしません。
  - 今後、受け付けた意見（整理・要約したもの）やそれらの意見を考慮した結果を、市ホームページなどで公表します。
- ※必要事項など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

### ● 意見公募手続とは

行政運営のさらなる公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を推進するため、市の重要な施策などを定める際に、広く市民の方などからの意見や情報を求める手続です。平成18年度から行っています。

### ● 対象となる施策など

- 長期総合計画の基本構想・基本計画、その他の重要な基本計画
- 市政の基本的方針を定める条例
- 市民などに義務を課し、権利を制限する条例
- 憲章・宣言・その他適当と認めるもの